

重要経済安保情報保護活用準備委員会の開催について

令和 6 年 6 月 10 日
内閣総理大臣決定
令和 6 年 6 月 19 日
一部改正

- 1 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号。以下「法律」という。）に関し、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施、適合事業者の認定に関する統一的な運用基準の作成その他法律の施行に必要な事項について、経済安全保障推進会議（令和 6 年 1 月 30 日）における内閣総理大臣指示、国会においてこの法律について採決された附帯決議等を踏まえ、既存の情報保全制度とのシームレスな運用等を確保しつつ、関係行政機関相互の調整を行いつつ検討を進めるため、重要経済安保情報保護活用準備委員会（以下「委員会」という。）を開催する。
- 2 委員会の構成は、次のとおりとする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

委員長	内閣府特命担当大臣（経済安全保障）
委員長代理	経済安全保障を担当する内閣府副大臣
副委員長	経済安全保障を担当する内閣府大臣政務官
委員	国家安全保障局長
	内閣官房副長官補（内政担当）
	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）
	内閣情報官
	内閣府事務次官
	警察庁長官
	金融庁長官
	デジタル審議官
	総務事務次官
	法務事務次官
	公安調査庁長官
	外務事務次官
	財務事務次官
	文部科学事務次官
	厚生労働事務次官
	農林水産事務次官
	経済産業事務次官
	国土交通事務次官
	環境事務次官
	原子力規制庁長官
	防衛事務次官
- 3 委員会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。